

令和4年第2回学校生活アンケートの結果について

今回実施した、無記名式の学校生活に関するアンケート調査で、いじめと疑われる行為を「された」もしくは「見聞きした」と回答した生徒は全校で4名でした。その後記名式のいじめに関するアンケートと関係生徒への聴き取りにより事実を確認し、いじめ対策委員会で検討した上で速やかに対応をしました。

本校では引き続き「いじめをしない、許さない、見逃さない」学校づくりに努めていきます。生徒及び保護者の皆様には、今後とも御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。

(参考)

いじめの定義について

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以前は、「自分より弱い者に対して」や、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」などが含まれていましたが、現在は削除されています。代わりに重視しているのは、「**本人の被害感**」です。「ひやかし」や「いじり」であっても、**相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」となります。**

たとえ、傷つける意図がなくても、相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性ある」として対応します。